## 令和4年5月那須塩原市議会臨時会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議第9号	那須塩原市議会基本条例の一部改正について	議会事務局

那須塩原市議会基本条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 4年 5月19日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会基本条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会基本条例(平成24年那須塩原市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号を次のように改める。

(1) 那須塩原市総合計画

第11条第2号中「計画」の次に「で規則で定めるもの」を加え、同条第3号中「他団体」を「国、他の地方公共団体又は海外の公共的団体」に改め、同条第5号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 那須塩原市議会基本条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現		
(地方自治法第96条第2項の議決事件)	(地方自治法第96条第2項の議決事件)		
第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規	第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規		
定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとする。	定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとする。		
(1) 那須塩原市総合計画	(1) <u>市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的</u>		
	に定める計画		
(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画	(2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画		
で規則で定めるもの			
(3) 市が国、他の地方公共団体又は海外の公共的団体と結ぶ提携又は	(3) 市が他団体 と結ぶ提携又は		
協定	協定		
(4) (略)	(4) (略)		
	(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認めるもの		